令和８年度第４回船橋市社会教育委員会議

資料

令和８年１０月２７日（火）

午後３時００分　開会

令和９年船橋市成人式開催要項

１　目　的　「国民の祝日に関する法律」に基づき、大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます。

２　開催日　令和９年１月11日（月・祝）

３　会　場　LaLa arena TOKYO-BAY（ららアリーナ東京ベイ）

４　時　間　【開場】13時00分　【開式】14時00分　※1部制

５　対象者　平成18年（2006年）４月２日～平成19年（2007年）４月１日生
該当者：6,546人（令和８年10月１日時点）

６　登壇者　主催者　６名（市長、教育長、教育委員４名）
来　賓　６名（市議会議長、副議長、文教委員長、選挙管理委員長、青少年問題協議会会長、社会教育委員長）

７　テーマ　憧れの歳に、それぞれの航路へ

８　記念品　ピタットくっつくタオル

９　内　容　式典・二十歳のアピール（オンライン配信あり）
※当日はライブ配信。終了後は録画映像を一定期間配信。

R8.10.27社会教育課

第3回社会教育委員会議　ふなばし一番星プラン資料への質問及び回答について

令和8年度第3回社会教育委員会議における連絡・報告事項「第三次船橋市生涯学習基本構想・推進計画（ふなばし一番星プラン）後期推進計画の骨子案について」に関し橋田 慈子委員から以下のご質問等をいただきましたので回答いたします。

質問等	回答
プランに書かれている内容は、どれも大切なもの。これらをどのように具体的な取り組みとして実質化していけるのかが大事。	公民館等と協議しながら具体的な取り組みを検討していきます。
Ⅰ-1-3「困難を抱える子どもの学び」については、不登校・ひきこもり、ヤングケアラーなど、支援を受けていること自体がスティグマにつながらないようなアプローチが必要。そのため、特定の対象者に向けたターゲットアプローチよりも、誰もが参加しやすい包摂的な場をつくっていくこと、あるいはその両方が望ましい。	困難を抱える子どもはもちろん、性別、国籍、経済事情、障害の有無等の多様な方々が誰一人取り残されることのない社会を生涯学習を通じて目指していきます。社会的な制約のある方々を弱者として捉えるのではなく、一人ひとりの多様な個性や得意分野を生かしていくエンパワメントの視点も取り入れ、だれもが生涯学習の担い手となっていくことも目指します。
Ⅰ-1-6「共に学び生きる社会」の実現に向けた学びについては、文部科学省が示している方向性とも合致するもの。とりわけ、障害のある人の学びと、外国にルーツを持つ人の学びは重要なテーマ。交流や特別な学びの機会を設けることに加えて、「既存の講座を、どのように多様な人に開いていくのか」という視点も欠かせない。その際には、既存の講座の中でどのような「配慮」が可能なのか、また、それをどのように数的に評価していくのか、という視点も大切。	交流や共に学ぶことは、自分の良さを知るとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する共生社会の実現につながる一つの方法であると考えます。また、具体的な取り組みにおいては、外国にルーツを持つ人、障害のある人当事者の参画を得るとともに、多様な方々の意見を取り入れることで様々な方が生涯学習を行っていける環境を目指します。数的な評価についても検討を行ってまいります。

２０２６船橋市民マラソン大会



開催日　令和８年１１月８日（日）

会　場　船橋市運動公園陸上競技場

２０２６船橋市民マラソン大会開催要項

１　趣　　旨　広く市民にマラソン競技を普及し、併せて体力の向上とスポーツの振興を図る。

２　主　　催　船橋市マラソン・駅伝実行委員会

３　共　　催　船橋市教育委員会　船橋市スポーツ協会

４　主　　管　船橋市陸上競技協会

５　協　　賛　株式会社東武百貨店船橋店　千葉県ヤクルト販売株式会社

６　協　　力　ＮＰＯ法人千葉県ＡＣＬＳ協会　船橋市スポーツ推進委員協議会　船橋市消防局

７　日　　時　令和８年１１月８日（日）午前８時１５分　開会式（放送）

＜荒天等により、主催者の判断で中止になる場合があります＞

８　会　　場　船橋市運動公園陸上競技場

９　受付場所　陸上競技場スタンド玄関付近（コース図参照）

１０　部別及び受付時間・招集完了時刻・スタート時刻

部　　別		受　付　時　間	招集完了時刻	スタート時刻
①　中学女子（2km の部）	2㎞	７：５０～８：１０	８：５０	９：００
②　中学男子（2km の部）	2㎞	７：５０～８：１０	８：５０	９：０３
③　小学女子高学年（4 年～6 年）	2㎞	７：５０～８：１０	９：１０	９：２０
④　マスターズ女子（４０歳以上）	2㎞	７：５０～８：１０	９：１０	９：２０
⑤　小学男子高学年（4 年～6 年）	2㎞	７：５０～８：１０	９：１０	９：２３
⑥　小学女子低学年（1 年～3 年）	1.5㎞	７：５０～８：１０	９：３０	９：４０
⑦　小学男子低学年（1 年～3 年）	1.5㎞	７：５０～８：１０	９：３０	９：４３
⑧　宣言タイムレース（ファミリーペア）	1.5㎞	８：４０～９：１０	９：５０	１０：０５
⑨　中学男子（3km の部）	3㎞	７：５０～８：１０	１０：２０	１０：３０
⑩　中学女子（3km の部）	3㎞	７：５０～８：１０	１０：２５	１０：３７
⑪　高校女子	3㎞	８：４０～９：００	１０：２５	１０：３７
⑫　一般女子	3㎞	８：４０～９：００	１０：２５	１０：３７
⑬　マスターズ男子（４０歳代）	3㎞	８：４０～９：００	１０：５０	１１：００
⑭　マスターズ男子（５０歳以上）	3㎞	８：４０～９：００	１０：５０	１１：００
⑮　高校男子	5㎞	８：４０～９：００	１１：２０	１１：３０
⑯　一般男子	5㎞	８：４０～９：００	１１：２０	１１：３０

１１　表　　彰　各部１位～　3位までに、賞状とトロフィーとメダル。
各部４位～１０位までに、賞状とメダル。
完走者全員に完走証を授与します。

１２　コ　ー　ス　船橋市運動公園周回コース

１３　参加資格　（１）健康診断を受けて異常のなかった健康な方。
（２）小・中学生は、市内在住または在学の児童・生徒。（宣言タイムレースを除く）
（３）小・中学生以外の部は、市外の方の参加も可。
（４）宣言タイムレース（ファミリーペア）は令和８年１１月８日の時点で３歳から小学校６年生までの子供と、同居している家族又は祖父母で、令和８年４月１日の時点で１８歳以上　※一般の部に、高校生以下の児童・生徒は出場できません。

１４　申込期間　令和８年９月１日（火）から 令和８年９月３０日（水）

１５　申込方法　下記 URL もしくは右コードから、スポーツエントリーホームページを開き、大会名を検索し、お申し込みください。

https://www.sportsentry.ne.jp/event/t/106665

※宣言タイムレースは、**ファミリーペア（大人１人・子１人）で申し込んでください。**
（申告タイムの上限は１５分です。）
※ファミリーペアの大人のみ他種目（一般・マスターズ）とあわせての参加が可能です。

【中学生の申込】
メールでの団体（学校）申込となります。参加料は、事務局に振込で収めてください。
※コードからの個人申込も可能ですが、団体（学校）申込と重複しないよう、確認をお願いします。

■スポーツエントリー問い合わせ先
https://www.sportsentry.ne.jp/inquiry

■本大会に関する問い合わせ先
〒273-8501（住所不要）船橋市教育委員会　生涯スポーツ課内
船橋市マラソン・駅伝実行委員会事務局　　ＴＥＬ０４７－４３６－２９１２

１６　参 加 料 （保険料を含む）　※支払期限は９月３０日（水）　※申込後の返金は一切いたしません。
◎小・中学生・・・・・**５００円**　　◎高校生・・・・・**１，０００円**
◎一般、マスターズ・・・**２，３００円**　◎宣言タイムレース（ファミリー）・・・**２，５００円**

１７　ｱｽﾘｰﾄﾋﾞﾌｽ　主催者が用意し、当日受付で配付します。

１８　注意事項
（１）ルールは２０２６年度日本陸上競技連盟規則を準用します。
（２）レース当日の体調を別紙・大会当日のセルフチェック１０ポイントを参考にセルフチェックしてください。なお、当日のセルフチェックで体調が悪い場合には、参加できません。
（３）当日のコース試走は、８時５０分まで可能です。
（４）原則として伴走は認めません。（主催者が認めた場合を除く。）
（５）宣言タイムレース（ファミリーペア）は、ペア２人が必ず手を繋いでフィニッシュしてください。
（６）宣言タイムレース（ファミリーペア）の選手は、**時計等を隠し持ったり、観客から時間を聞く等のルール違反があった場合は失格とします。**
（７）宣言タイムレース（ファミリーペア）は、申告タイムと当日の走行タイムの誤差により順位が決定します。タイム誤差が同じ場合は、子供の生年月日を比べて、より若い子供のペアが上位となります。ただし、１１位以下は同着とします。
（８）宣言タイムレース（ファミリーペア）の申告タイムの上限は１５分です。なお、１５分でフィニッシュ出来なかった場合でも、以後のタイムスケジュールについては予定通り実施します。
（９）荷物・貴重品は各自で保管してください。
（10）**混雑が予想されるため、できるだけ公共交通機関を利用してください。なお、運動公園駐車場は有料です。**

１９　個人情報の取り扱いについて
個人情報保護に関する法令を遵守し、取得した個人情報は大会の資格審査、プログラム編成及び作成、記録発表、その他競技運営及び必要な連絡等に利用します。

コ　ー　ス　図

距　離	スタート地点	コース
2km	フィニッシュから270m手前	1周
3km	フィニッシュから10m手前	1周
5km	フィニッシュから200m手前	2周

※スタートしてからトラックを周り、コースに出ること



※運動公園内工事の進捗状況により、コースが変更になる場合があります。

距　離	スタート地点	コース
1.5km	フィニッシュから135ｍ手前	１周



1	陸上競技場
2	野　球　場
3	テニス場
4	体　育　館
5	弓　道　場
6	自由運動広場
7	大人自由広場
8	子供運動広場
9	遊戯広場
10	苑　地
A	受付場所

※運動公園内工事の進捗状況により、コースが変更になる場合があります。

令和8年度　公民館文化祭日程

月日(曜)	月日(曜)	公民館	電話	時間
10月3日　（ 土 ）	10月4日　（ 日 ）	浜町 公民館	434-1405	3日　10:00　～　15:00 4日　10:00　～　15:00
10月3日　（ 土 ）	10月4日　（ 日 ）	西部 公民館 （児童ホーム共催）	047-333-5415	3日　10:00　～　15:00 4日　10:00　～　15:00
10月3日　（ 土 ）	10月4日　（ 日 ）	二和 公民館	447-3200	3日　10:00　～　15:30 4日　10:00　～　15:30
10月10日　（ 土 ）	10月11日　（ 日 ）	葛飾 公民館	437-5072	10日　10:00　～　16:00 11日　10:00　～　15:00
10月17日　（ 土 ）	10月18日　（ 日 ）	海神 公民館	420-1001	17日　9:30　～　15:00 18日　9:30　～　15:00
10月17日　（ 土 ）	10月18日　（ 日 ）	習志野台 公民館	463-2231	17日　9:00　～　17:00 18日　9:00　～　16:00
10月17日　（ 土 ）	10月18日　（ 日 ）	法典 公民館	438-3203	17日　10:00　～　15:00 18日　10:00　～　16:00
10月17日　（ 土 ）	10月18日　（ 日 ）	海老が作 公民館	464-8232	17日　10:00　～　15:00 18日　10:00　～　14:00
10月17日　（ 土 ）	10月18日　（ 日 ）	高根台 公民館	461-7061	17日　10:00　～　15:00 18日　10:00　～　15:00
10月23日　（ 金 ）	10月25日　（ 日 ）	夏見 公民館	423-5119	23日　15:30　～　19:00 24日　9:00　～　16:00 25日　9:30　～　14:45
10月24日　（ 土 ）	10月25日　（ 日 ）	宮本 公民館 （児童ホーム共催）	424-9840	24日　10:00　～　15:00 25日　10:00　～　15:00
10月24日　（ 土 ）	10月25日　（ 日 ）	三田 公民館	477-2961	24日　10:00　～　15:00 25日　9:30　～　15:00
10月24日　（ 土 ）	10月25日　（ 日 ）	塚田 公民館	438-2610	24日　10:00　～　15:00 25日　10:00　～　14:30
10月24日　（ 土 ）	10月25日　（ 日 ）	八木が谷 公民館	448-5030	24日　9:30　～　15:00 25日　10:00　～　14:00
10月31日　（ 土 ）	11月1日　（ 日 ）	北部 公民館	457-0433	31日　10:00　～　16:00 1日　10:00　～　15:00
10月31日　（ 土 ）	11月1日　（ 日 ）	小室 公民館	457-5144	31日　10:00　～　16:00 1日　10:00　～　15:30
11月7日　（ 土 ）	11月8日　（ 日 ）	東部 公民館	477-7171	7日　10:00　～　15:30 8日　10:00　～　15:30
11月7日　（ 土 ）	11月8日　（ 日 ）	松が丘 公民館	468-3750	7日　10:00　～　15:00 8日　10:00　～　14:30
11月7日　（ 土 ）	11月8日　（ 日 ）	新高根 公民館 （児童ホーム共催）	469-4944	7日　10:00　～　15:00 8日　10:00　～　15:00
11月14日　（ 土 ）	11月15日　（ 日 ）	飯山満 公民館	424-4311	14日　9:30　～　15:15 15日　9:30　～　12:00
11月21日　（ 土 ）	11月22日　（ 日 ）	坪井 公民館	402-0271	21日　10:00　～　15:00 22日　10:00　～　15:00

中央・三咲・高根・丸山・薬円台は休館のため実施せず、掲載なし

船橋市博物館協議会委員一覧

氏　　名	選出区分	所属団体等	備考
木原（きはら）　律子（りつこ）	学識経験者	千葉県文化財保護協会 理事	再任
川口（かわぐち）　幸也（ゆきや）	学識経験者	元立教大学文学部 教授	再任
髙見澤（たかみさわ）　美紀（みき）	学識経験者	國學院大學・立教大学 専任講師	再任
正法地（しょうほうじ）　健（たけし）	社会教育関係者	全日本写真連盟 船橋支部 副支部長	再任
大木（おおき）　信久（のぶひさ）	学校教育関係者	船橋市立小室小学校 校長	再任
保坂（ほさか）　真紀子（まきこ）	家庭教育の向上に資する活動を行う者	船橋市PTA連合会 事務局長	再任

任期：令和8年11月1日から令和10年10月31日まで

令和８年度第４回船橋市社会教育委員会議

資料　別冊①（社会教育課）

令和８年１０月２７日（火）

午後３時００分　開会

概要版

第三次船橋市生涯学習基本構想・後期推進計画（ふなばし一番星プラン）

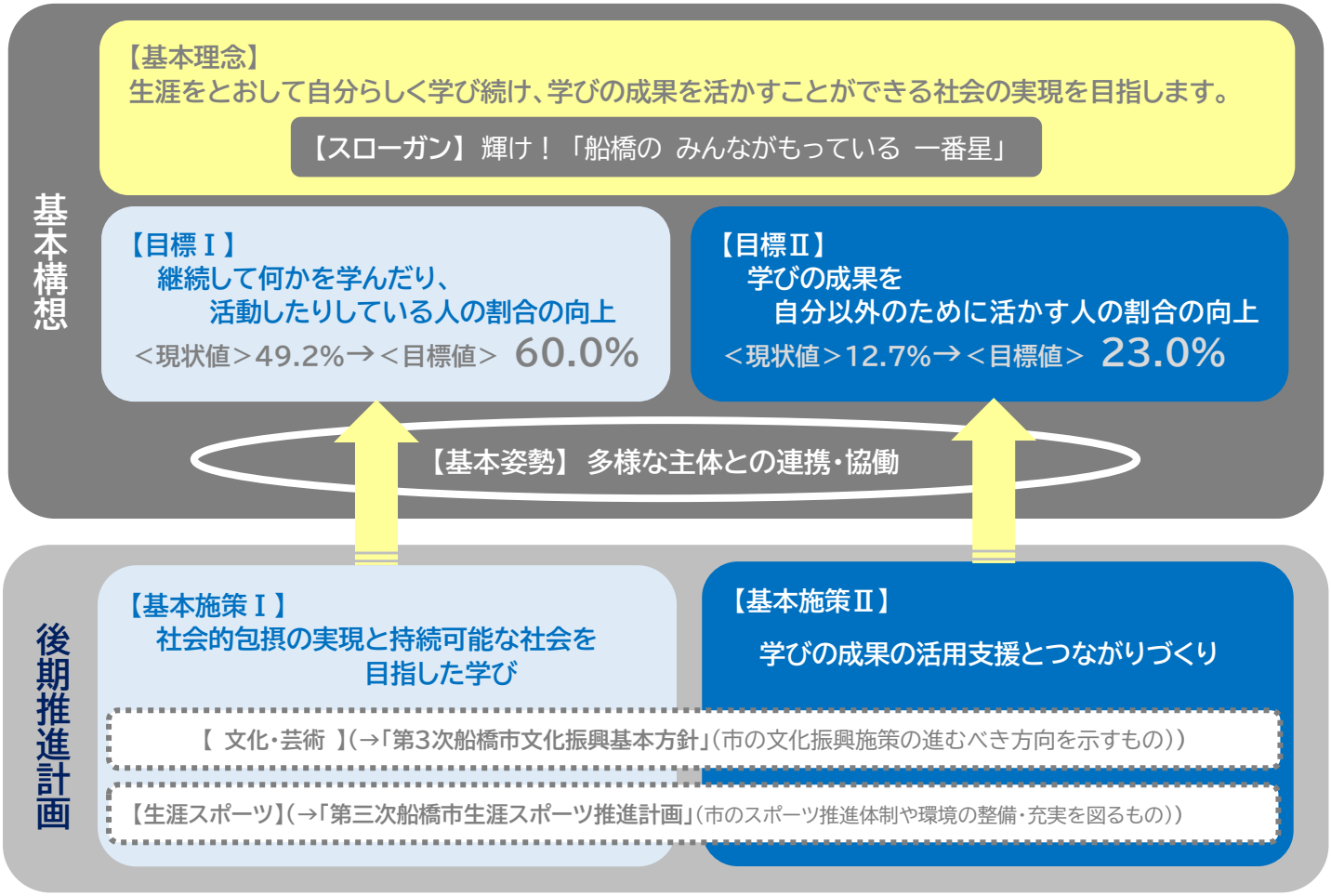
「船橋市生涯学習基本構想・後期推進計画（ふなばし一番星プラン）」は、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも、楽しく」学ぶ中で、自己の充実や生きがいを見つけ、更に、学びの成果を活かすことができる「生涯学習社会」の実現を目指し、生涯学習推進体制の整備・充実を図ることを目的とするものです。

全体の構成

第三次船橋市生涯学習基本構想・後期推進計画は、「基本構想」と「後期推進計画」で構成します。

基本構想（10 年間） …市の生涯学習行政に関する基本的な指針	令和 4（2022）年度～令和 13（2031）年度	
後期推進計画（5 年間） …基本構想に掲げた「基本理念」を実現するための具体的な計画	＜ 前期推進計画 終了 ＞ 令和 4（2022）年度 ～令和 8（2026）年度	令和 9（2027）年度 ～令和 13（2031）年度

基本理念を実現するために 2 つの目標を立て、それぞれの目標を達成するための基本施策を実施します。



※「文化・芸術分野」「生涯スポーツ分野」の事業の推進は、それぞれの方針・計画に基づくものとします。

後期推進計画の体系

基本施策の内容を整理してそれぞれ2つの施策を立て、更に細分化することで、もれなく対応します。

基本施策Ⅰ　社会的包摂の実現と持続可能な社会を目指した学び

基本施策Ⅰでは、社会の多様化が進む中誰一人取り残されることなく、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、多様な学びの機会を設けます。

施策１
社会的包摂の実現に向けた学び

1. **多様な他者を理解・尊重する社会の実現に向けた学び**
【主な取組】 性別や年齢等に関わらない学びやすい環境の整備

2. **多文化共生の実現に向けた学び**
【主な取組】 外国人住民等に対する日本語教育の機会の提供

3. **困難を抱える子供の学び**
【主な取組】 課題を抱える子供等に対する生涯学習の支援

4. **青少年の豊かな心の育成のための学び**
【主な取組】 青少年に対する体験活動や居場所づくり

5. **人生 100 年時代を豊かに生きるための学び**
【主な取組】 高齢者自身が主体的に選択できる学びの提供

6. **共に学び生きる社会の実現に向けた学び**
【主な取組】 障害者と共に学び交流する機会の提供

施策２
持続可能な社会を目指した学び

1. **人権尊重のための学び**
【主な取組】 人権感覚が身に付く学習機会の充実

2. **デジタル社会に対応する学び**
【主な取組】 デジタル社会の諸課題に関する学びの提供

3. **健康維持・増進のための学び**
【主な取組】 心の健康、食に関する学びの提供

4. **環境に関する学び**
【主な取組】 持続可能な社会づくりへの環境教育の提供

5. **暮らしに関する学び**
【主な取組】 主権者教育や防犯、災害対策に係る学びの提供

6. **リカレント教育**
【主な取組】 社会人等に対する学び直しの場の提供

7. **ふるさと船橋に関する学び**
【主な取組】 ふなばしの歴史・文化、農業・漁業に係る学びの提供

基本施策Ⅱ　学びの成果の活用支援とつながりづくり

基本施策Ⅱでは、学びを一過性のものに終わらせず、その成果を活動につなげ、活動を踏まえて更なる学びへとつなげる「学習と活動の循環」を目指し、誰もが学びの成果を活かして活躍できる環境整備を行っていきます。

また、学びを通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」による、地域コミュニティにおける個人と地域全体のウェルビーイングの向上を目指します。

施策１
学びの成果を活かすための環境整備

1. **学びの成果の可視化**
【主な取組】 学びポイント事業の実施

2. **活動へつなげるコーディネート機能の強化**
【主な取組】 生涯学習コーディネーターによる学びの橋渡し

3. **地域・社会で活躍する人材・団体の育成と支援**
【主な取組】 社会教育関係団体による活動への支援

4. **生涯学習施設の充実**
【主な取組】 生涯学習施設における学びの場・活動機会の充実

施策２
「つながり」を育む学び・活動の推進

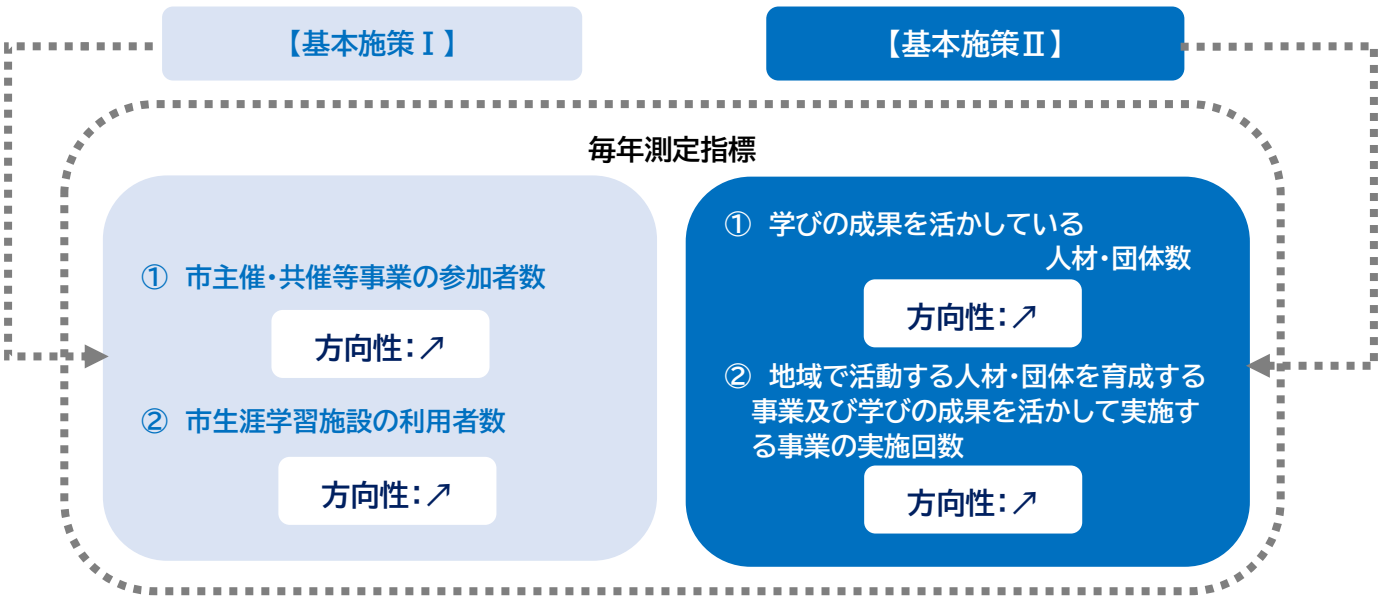
1. **地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進**
【主な取組】 地域課題発見・解決事業の実施

2. **学校・家庭・地域の連携の推進**
【主な取組】 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進

後期推進計画の進捗管理

後期推進計画では、計画内には各施策に対応する事業の位置づけは行わず、別途「各施策対応事業管理表」を作成し、管理していきます。

そのため、後期推進計画全体の進捗状況を毎年点検することを目的として、基本施策Ⅰ・Ⅱのそれぞれに毎年測定が可能な指標とその方向性を設定し、点検します。



＜　重　点　的　施　策　＞

後期推進計画では、先導的に取り組む必要がある内容で、各施策・取組を横断的に関連付けて整理したリーディングプロジェクトは設定せず、基本施策Ⅰ、基本施策Ⅱのどちらにも関連し、重点的に取り組む必要がある施策を「重点的施策」として設定します。

重点的施策1. いつでもどこでもだれでも学べる環境の充実

- いつでもどこでもだれでも学ぶことができる、**遠隔・オンラインを活用した学び**の機会を設けます。
- デジタルの活用とリアル活動を組み合わせるなど、**デジタル技術を活用した多様な学び**を提供します。
- 電子書籍の活用など**デジタル社会に対応した読書環境の整備**を促します。
- 本市及び本市の設置する博物館が持つ資料をデジタル化して保存するデジタルアーカイブである**デジタルミュージアム、バーチャル美術館を運用**します。
- 社会教育施設においては、オンラインによる講座等の受講機会の拡充やデジタル教育の充実とともに、住民同士が対面により**つながりを持てる機会の充実**も図ります。

重点的施策2. 生涯学習に関する情報提供及び学習相談体制の充実

- 学びや活動の対象年齢に応じた、**多様な手段で情報提供**を行います。
- 生涯学習ガイドブック「楽しく学ぼうふなばし」を活用し、市が実施する生涯学習事業に加え、地域の大学や企業等が実施する事業の情報を積極的に収集し、発信します。
- 千葉県が運用する、生涯学習情報提供システム事業（愛称：ちばりすネット Plus）、千葉県体験活動ボランティア活動支援センター等も活用し、情報提供を行います。
- 必要に応じ、千葉県教育委員会がさわやかちば県民プラザに設置する「学びの総合窓口」につなげます。

重点的施策3. 地域の拠点「公民館」の充実

- 公民館運営審議会を十分に活用することをはじめとした、地域住民とのコミュニケーションにより、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営を行います。
- 講師、ボランティア等としての受け入れなどにより、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かします。
- 多様化、高度化する地域住民の学習ニーズに対応できるよう、幅広い関係機関等と共催で事業を実施することなどにより、**多様な学習機会の提供**を行います。
- 家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、子育てグループの育成・支援、交流機会の提供等により、**家庭教育への支援の充実**を図ります。
- 青少年に対するボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動に関する**学習機会や学習情報の提供の充実**を図ります。
- 住民のニーズに沿った趣味・教養、社会貢献等の学びも引き続き充実します。
- 関係機関・団体との連絡・協力などにより、学校、家庭及び地域社会の連携の推進を図ります。
- 青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の事業への参加を促進します。

第三次船橋市生涯学習基本構想・後期推進計画（ふなばし一番星プラン）概要版　令和８年１０月

■編集・発行　船橋市生涯学習推進本部（事務局：船橋市教育委員会　生涯学習部 社会教育課）

第三次船橋市生涯学習基本構想・後期推進計画（ふなばし一番星プラン）（案）について知ろう！

はじめに

船橋市では、一人一人が学びや活動によって「たのしさ」や「しあわせ」を感じられるように、「一番星プラン」という計画を立てています。４年前に作られた「第三次一番星プラン」は、来年度から、基本的な方向性は変わらず新しい計画になる予定です。その新しい計画を紹介します。

生涯学習ってなに？





赤ちゃんからおじいさん・おばあさんまで、みんなが行っている学びや活動のこと。音楽をきくこと、運動をすること、本を読むこと、ボランティアをすることなど、いろいろなことが生涯学習です。

「生涯学習社会」を目指して

「みんながたのしくいつでもどこでも学べる（学び）」「知っていることやできることをいかすことができる（活動）」、この２つができる社会を生涯学習社会と呼んでいます。

①「学び」とは？

新しいことを知ると楽しいよね。夏休みにはキャンプに行ったり、虫をさがしたり、地域のおまつりにいったりした人もいるんじゃないかな。自分一人ではわからないことでも、ほかの人と話すことで「そういうことだったのか」「そういう考え方なのか」とか、

なにかに気づいたりすることもあるよね。

　第三次一番星プランでは、教科書とノートを使って勉強するような、何かを知ったり、覚えたりするような「学習」だけでなく、キャンプなどの体験や気づきも合わせて広く「学び」と呼んでいます。

②「活動」とは？

　知っていることやできることをほかの人に教えてあげたり、だれかの役に立つことをしたりして「ありがとう」っていってもらえたりしたらうれしいよね。第三次一番星プランでは、そういったものを「活動」と呼んでいます。

船橋市は生涯学習について何か問題はあるの？

計画を作るにあたって、市民3,000人にアンケートをとりました。アンケートの結果、船橋市では**「学んだり、活動したりしていない人」**がたくさんいることが分かりました。

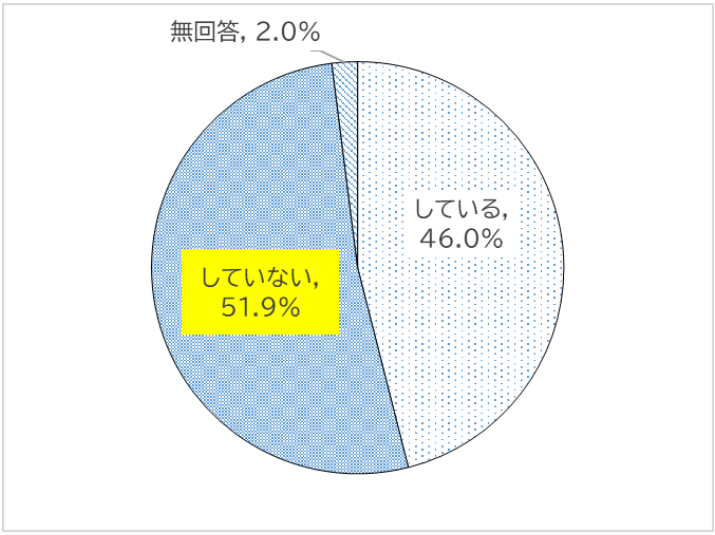


図-1　現在の学習や活動状況

また、船橋市が行っている**イベントや公民館で活動しているサークルを知らない**と回答する人がたくさんいました。

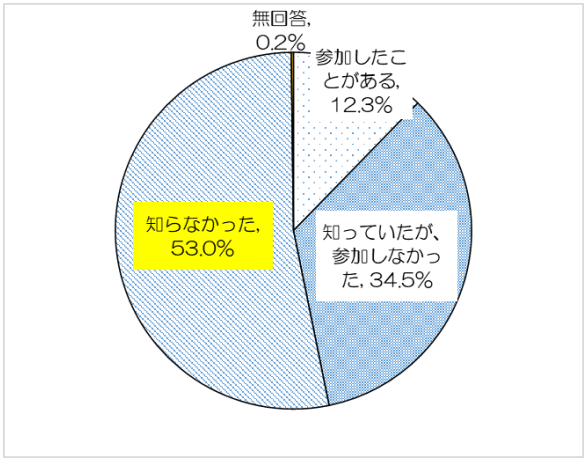


図-2　船橋市（公民館を含む）が主催した講演会・学習会・催し物に参加したことがありますか。

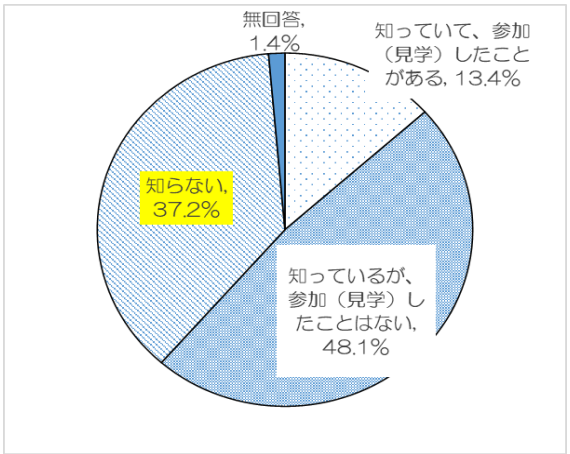


図-3　船橋市のサークル活動の認知と参加経験

他にも、地域で活躍する人や団体が減っていることなど、船橋市の生涯学習は様々な問題があります。

第三次一番星プランでの取り組み

第三次一番星プランでは、船橋市の生涯学習の問題やみんなの困りごとを解決できるように「学び」と「活動」それぞれに取り組みを進めていきます。

〈基本的な取り組みⅠ　いろいろな学びができる場を作ります〉

社会にはいろいろな人がいます。赤ちゃん、学生、働いている人、赤ちゃんを育てている人、お年寄り、病気がある人、体が不自由な人、病気のお年寄りなど家族のお世話をしている人、お父さんやお母さんや外国の人など。例えば、小学生と赤ちゃんを育てている人では、学びたいことや、学びができる時間が違うかもしれないよね。



いろいろな人がいれば、その分いろいろな「学びたいこと」や「学びたい方法」があるはず。そんな、いろいろな人が、いろいろなことを学べる場を作っていくよ。

<u>取り組み１　外国人、お年寄り、障害のある人、子供、だれもが学べる場を作ります</u>

具体的に２つ紹介します。①外国の人を受け入れて仲良くしよう



船橋市には外国の人が増えているよね。外国から来た人のなかには、日本語をじょうずに話したり読んだりできなかったり、日本のルールを知らなかったりする人がいる。日本語がわからないと、病気や

けがをしたときや買いものをするときも困ってしまうよね。日本のルールがわからないと、ごみを捨てるときや、どこかに行きたいときに電車やバスに乗れなくて困ってしまうかもしれない。そういう困ったことが起こらないように、学びの場を作ります。また、日本人も、近くに住む外国の人と仲良くなって、一緒に住みやすいまちをつくっていくために外国の人や文化について学ぶ場を作ります。

②100歳になっても元気に生きよう

日本は、子供やお父さん・お母さんの年齢の人たちの数と比べて、おじいさん・おばあさんの人数が多い「超高齢社会」を迎えているよ。でも元気なおじいさん・おばあさんはたくさんいるんだ。学びたい、活動したいおじいさん・おばあさんが元気に楽しく学んだり活動したりできる場を作ります。

そのほか、障害がある人が学校を卒業したあとも地域のみんなと一緒に過ごしたり学んだりする場、子供が安心して学んだり過ごしたりできる場を作ります。

取り組み２　今の社会やくらしについて学べる場を作ります

具体的に２つ紹介します。

①人権（みんなが生まれた時から持っている、自分を大切にする権利）をみんなで守ろう

最近、インターネットでの悪口や、学校でのいじめなどが問題になっているよね。自分のことも大切だけど相手も同じように大切な人だということをみんなが学べる場を作ります。

②暮らし

みんなが安心して安全に毎日をすごせるようにします。例えば、これまで20歳からが大人だったけれど、18歳からが大人になったよね。そのことで、18歳から投票にいったり、大人として責任をもって買いものをしたりすることが必要になっているよ。そういった、社会が変わったことによる学びや、犯罪や地震などの災害から身を守ることを学べる場を作ります。

そのほか、地球環境、健康、インターネットなどのデジタルとのかかわり方などの学びの場を作ります。



〈基本的な取り組みⅡ　活動したい人ができるように応援します〉

自分が知っていること、できることをほかの人に伝えてみよう。

取り組み１　活動がしやすくなるような取組みをします

いま、活動をしている団体がもっと活動がしやすくなるように応援したり、活動をしたいと思う人と活動をしている団体とをつなげたりします。

具体的に２つ紹介します。

①学んだ記録をつけて、表彰するよ



みんなは「学びポイント」を知っているかな。公民館、図書館、博物館、船橋アリーナなどで行われるイベントに参加したり、博物館の展示を見に行ったりすると「学びノート」にスタンプが押されるよ。スタンプがたまると、「ふなばしマナビスト」などになることができて缶バッジがもらえるよ。

②活動しやすいようにお手伝いするよ

活動をしたい人と、活動をしている団体などをつなげます。例えば、主に夏休みの間に、中学生から大学生が参加できるボランティア体験に参加したことはあるかな。船橋市では「地域に飛び出せ！！ふなばし夏のボランティア体験」として、中学生以上の学生のみんながボランティアをすることができる団体と出会える場を作っているよ。

そのほか、公民館で活動している団体が活動をつづけていけるように応援したり、活動

をしていくときになにか困ったことがあったら相談にのったり、公民館、図書館、博物館でのボランティアの受け入れを行います。

取り組み２　つながりをつくります

あなたは、図書館や公民館などの施設や、家族、学校の友だち、先輩・後輩、先生以外の地域の人たちと一緒にすごしたり、話をしたりすることによって、ほっとしたり安心したりするようなことはありますか？悩みを相談したり、ほかの人には言えないような本音を言ったりすることのできる地域の人はいますか？

近年、地域でのつながりが弱くなったり、ひとりぼっちであると感じたり、さみしさを感じたりする人がいます。

第三次一番星プランでは、学びや活動を通して、地域の人とのつながりやかかわりを作っていきます。

①学校以外で学べる場所を作るよ

みんなも、公民館のイベントや、おまつりなどで地域の人と知り合いになることがあるかな。普段、学校に行ったり、学校の友だちと遊んだり、家族とすごしたりするだけだと出会えない人と出会うことがあると思う。



そういった、地域の人同士が知り合いになったり、かかわりあったりするようなつながりを、公民館などの地域での学びや活動で作っていきます。

②学校・家庭・地域で一緒に活動していくよ

みんなの学校での学習に地域の人が関わっていることはあるかな？読み聞かせをしてくれるボランティアの人、学校の畑でさつまいもや枝豆の作り方を教えてくれる人、和太鼓を教えてくれる人、学校の花だんにすてきな花を植えてくれる人、学校の行きかえりのときにみんなが安全に歩けるように見守ってくれる人など、いろいろな人たちが学校とかかわって、みんなが元気にすごせるように願っています。

学校の先生だけでなく、そういった地域の人たちも一緒にみんなのことを見守っていけるようにします。







〈重点的施策（特に大切にしている取り組み）〉

これらのことを船橋市が行っていくにあたって、３つのポイントを作りました。

①いつでもどこでもだれでも学べる場所を作るよ

「どういう学びをしたいですか？」というアンケートを去年とったところ、「家で学びたい」「インターネットを使って学びたい」という意見がたくさんありました。

なかなか公民館などに行って学びをすることが難しい人もいるので、インターネットで学べたり、インターネットを使って普段いけないような場所の学びができるようにします。

②こどもから大人まで学べることをもっとお知らせして、相談も受け付けるよ

船橋市では公民館をはじめ、いろいろな場所で学びや活動が行われています。でも、そのことを知らない人も多くいます。

学びや活動がある日、場所、参加できる人などの情報をもっと広くお知らせします。また、学びや活動をしたい人が気軽に公民館で相談できるようにします。

③「公民館」をもっと使いやすくするよ

公民館は、学びや活動ができる場としてだけでなく、そのことを通して地域の人たちとつながることができる場です。だれもが生涯学習ができる環境を作るにあたって、その中心となる施設として、より使いやすく、みんなが集まりやすい公民館をめざしていきます。

令和８年度第４回船橋市社会教育委員会議

資料　別冊②（文化課）

令和８年１０月２７日（火）

午後３時００分　開会

第3次船橋市
文化振興基本方針
（概要版）

1　策定の趣旨

船橋市では、平成29年3月に「船橋市文化振興基本方針」を策定し、本市における文化振興の基本的な方向性を示すとともに、めざすべき姿を「市民が『ふるさと船橋』へ愛着を抱いている状態」とし、その実現を目指して、文化芸術や地域文化の振興に取り組んできました。

その後、令和4年3月には、第1次方針の成果と課題、「文化芸術基本法」をはじめとする文化行政を取り巻く環境の変化や新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、「第2次船橋市文化振興基本方針」を策定し、めざすべき姿を「市民が文化・芸術に触れ、『ふるさと船橋』に親しみを感じる状態」として、その実現を目指して文化振興施策を推進してきました。

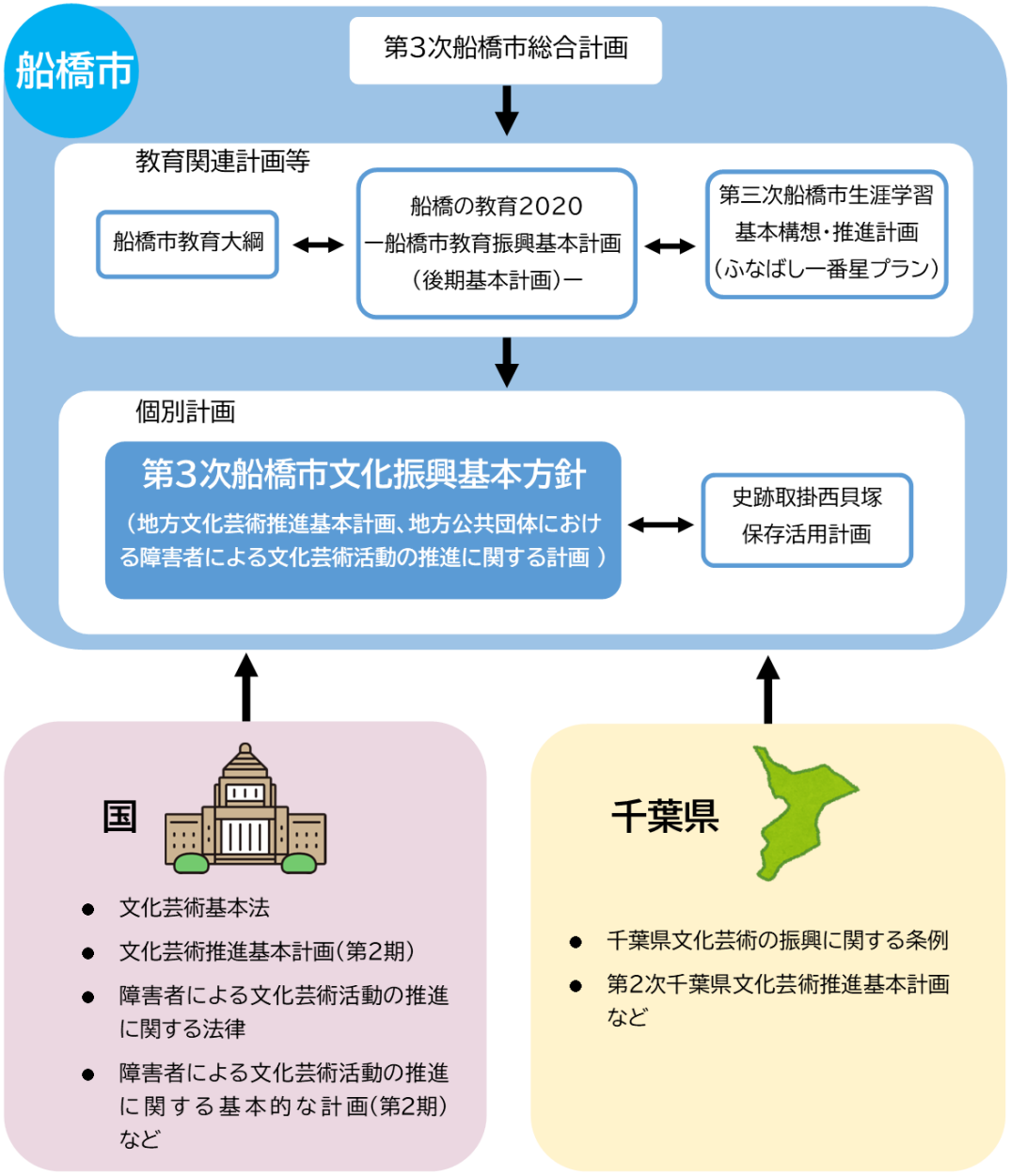
この間、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て生活様式が変化したことに加え、デジタル技術の進展や少子高齢化の進行、SDGs の理念の浸透など、文化芸術を取り巻く環境は大きく変化しています。そうした中、文化芸術には、心の豊かさや創造性を育む本質的な価値に加え、地域への愛着の醸成、共生社会の実現、地域活力の向上など、多様な社会的・経済的価値が期待されています。

また、文化芸術を次世代へ継承し、その価値を広く共有していくためには、地域の歴史や文化に関する資料を収集・蓄積し、保存・継承するとともに、市民が学び、活用できる環境の充実が不可欠です。そのためには、市民が地域の歴史や文化について価値や魅力を実感し、共に保存・活用する機会を創出し、機運を高めていくことが必要です。

こうした背景を踏まえ、今後5年間の本市における文化振興施策を総合的かつ計画的に推進していくため、本方針を策定しました。

2　本方針の位置付け

本方針は、本市における文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。



3　本方針の期間

本方針の計画期間は、令和9年度から令和13年度までの5年間とします。

4　総合的な現状分析

第3次方針の策定に向けて実施した各アンケートの結果などを総合的に分析したところ、本市の文化芸術を取り巻く現状と課題は、主に次の4点に整理されます。

① 高い関心を参加につなげる工夫	本市では、文化芸術への関心が高く、特に若い世代ほど高い傾向が見られます。一方で、時間的な制約や情報不足等により、関心があっても文化芸術活動への参加につながっていない市民も一定数存在します。このため、高い関心を文化芸術活動への参加につなげるための工夫が必要です。
② 市民主体の活動を支える環境の整備と担い手の確保・育成	本市では、市民主体の文化芸術活動が活発な一方、文化芸術団体では、高齢化や会員数の減少により、活動の継続・継承が課題となっています。また、文化芸術への関わり方が多様化する中、団体の活動を支援するとともに、個人や若い世代が団体への所属に限らず、様々な形で文化芸術に関わり、つながり、活躍できる仕組みづくりや、活動内容に応じた場・施設の確保が必要です。
③ 情報発信の工夫と認知度の向上	市内で開催される文化芸術イベントや、市ゆかりのアーティストに関する情報が、市民に十分届いていない状況が見られます。このため、世代やニーズによって異なる情報の入手方法を踏まえ、広報紙やウェブサイト、SNS 等の多様な媒体・手段を活用し、より効果的な情報発信を行う必要があります。
④ 誰もが参加しやすい環境づくりと他分野との連携	性別、年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが文化芸術を楽しみ、活動に参加しやすい環境づくりが求められています。また、文化芸術をまちづくりや地域活性化、福祉、教育等の他分野と連携させ、その力を地域や社会に活かしていく視点も必要です。

5 施策体系・基本目標

前頁の現状と課題等を踏まえ、市では、文化芸術をより身近なものとし、誰もがその価値に触れ、親しむことができるまちを目指します。本方針では、文化芸術に出会い、活動し、その成果が地域へ広がる流れを重視し、めざすべき姿を達成するための3つの基本目標を設定しています。

基本目標Ⅰ 文化芸術と出会うきっかけづくり

- 施策① 子供も大人も鑑賞・体験できる機会の創出
- 施策② 情報の見える化と周知の強化

基本目標Ⅱ 文化芸術活動を支える基盤の充実

- 施策① 文化芸術の創造・発展につながる環境の整備
- 施策② 次世代の育成と多様性の尊重

基本目標Ⅲ 船橋の文化芸術・地域資源を活かした魅力づくり

- 施策① 地域の音楽・アート・文化財等を通じた魅力の醸成
- 施策② 他分野と連携した施策の展開

めざすべき姿 誰もが文化芸術に触れ、活動できる船橋

4

基本目標Ⅰ　文化芸術と出会うきっかけづくり

市民の誰もが文化芸術に触れ、自ら活動するきっかけや機会を拡充します。また、船橋市を拠点に活動しているアーティストや市内の文化芸術イベントを積極的に PR し、市民と文化芸術をつなげます。

施策①　子供も大人も鑑賞・体験できる機会の創出

- 地域の商業施設や公共施設等において、誰もが気軽に参加できるコンサートや美術品の展示、ワークショップ等を実施します。
- 子供たちの鑑賞・体験の格差をなくすため、学校等と連携し、文化芸術に触れるきっかけとなる鑑賞教室や体験講座等を実施します。
- 各文化施設の特性に応じた企画事業を行い、質の高い多様な文化芸術に親しむ機会を創出します。
- 鑑賞・体験の裾野を広げるため、デジタル技術も活用しながら、文化芸術への興味・関心を高め、実際の鑑賞・体験につながるきっかけを提供します。

施策②　情報の見える化と周知の強化

- 市内で活動するアーティストや文化施設、イベント等に加え、出演・展示等の発表の場となる施設等の情報を一元的に発信するウェブサイトを活用し、文化芸術に関する情報を分かりやすく届けます。
- 文化芸術に関心がある人だけでなく、これまで文化芸術に触れる機会が少なかった人にも届くよう、広報紙やウェブサイト、時代に即した SNS 等の多様な媒体・手段を活用するとともに、イベント出演者等と連携した情報発信や、他分野とのタイアップによる広報活動を進め、世代やニーズに応じた情報を発信します。

基本目標Ⅱ　文化芸術活動を支える基盤の充実

市民の誰もが、生涯を通じて文化芸術活動に取り組める環境を整備し、アーティストや個人、文化芸術団体の活動を支援する仕組みを構築します。

施策①　文化芸術の創造・発展につながる環境の整備

- 市内の施設等を活用し、文化芸術に触れ、鑑賞できる機会を増やすことに努めるとともに、市民や文化芸術団体、アーティストが活動成果を発表できる機会を設けます。
- 公演や展覧会等のイベント開催に係る費用等、市民や文化芸術団体の活動に対する支援を行います。
- アーティストと地域（市民・学校・福祉施設・地域団体等）とのつながりを支援することで、文化芸術活動が市内各地で活発に行われ、市民が身近な場所で文化芸術に触れられる環境づくりを進めます。
- 文化芸術に係る公共施設について、利便性の向上を図るとともに、計画的な修繕や改修等を実施します。
- 市民文化ホールの耐用年数や建て替え時期を見据えながら、美術館を含めた文化施設全体の在り方について検討を継続していきます。

施策②　次世代の育成と多様性の尊重

- 次世代を担う若手アーティストの文化芸術活動を支援します。
- 学校等と連携しながら、子供たちが質の高い生の文化芸術に触れる機会を創出し、創造・表現活動への関心と意欲の向上につなげます。
- 性別、年齢、障害の有無、国籍等の多様な背景を持つ人々が、文化芸術を通じて相互に理解を深め、参加・交流できる環境を整えるとともに、文化芸術活動の裾野の拡大と次世代を担う人材の育成のために、世代や分野を超えた交流や協働の機会を創出します。

基本目標Ⅲ　船橋の文化芸術・地域資源を活かした魅力づくり

市内イベントや市ゆかりのアーティストの活動を活かし、美術作品、歴史資料や文化財など、地域の文化資源を適切に保存・継承するとともに、船橋の文化に関する調査・研究を市民が関わりながら進め、その成果を蓄積・活用します。あわせて、福祉・経済・教育など様々な分野との連携を進めます。

施策①　地域の音楽・アート・文化財等を通じた魅力の醸成

- 市主催のイベント等において、市ゆかりのアーティスト等と積極的に連携を図り、イベントへの参加や活動機会の創出を通じて、文化芸術が地域に広がることをめざします。
- 遺跡や考古資料、歴史資料、民俗資料、美術作品等に関する調査・研究等により地域の文化資源の価値を明らかにし、その記録・整理と収集・保管、適切な保存・管理を進めるとともに、価値を市民と共有し、市民が調査・研究や保存活動に関わる機会を充実させることで、文化資源を守り、継承する意識を育みます。
- 市民とともに地域の歴史や文化を永続的に調査・記録し、その成果を誰もが調べて知ることができるような仕組みを構築するため、市史編さんの体制を整えます。
- 「船橋市デジタルミュージアム」や「船橋市バーチャル美術館」の充実を図り、美術作品や歴史資料、文化財など地域の文化資源や調査・研究の成果等をデジタル技術によって広く公開・発信します。また、デジタル技術の特性を活かし、市民が地域の歴史や文化を、いつでもどこでも調べて知ることができる環境を整えます。
- 学校教育や生涯学習の中で、市ゆかりのアーティスト作品・所蔵作品を鑑賞する機会を設けたり、調査研究の成果を活かした講座、展示、見学会、まち歩き等を開催したりして、地域の魅力を発見する機会を増やします。

施策②　他分野と連携した施策の展開

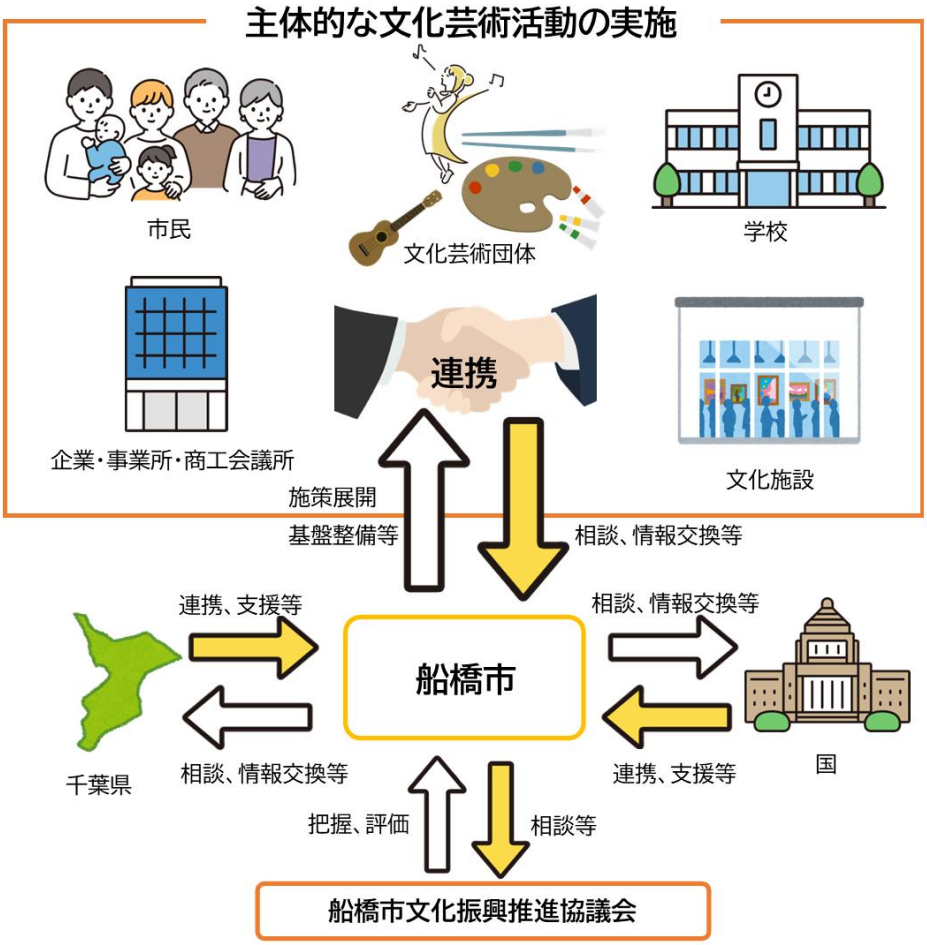
- 地域団体、学校、福祉関係者、経済関係者等とアーティスト・文化芸術団体をつなぐ仕組みを活用し、交流や連携を促進するとともに、アーティストが出演・展示等を行えるような場所（飲食店や医療介護施設等）を紹介します。
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、障害福祉分野と連携し、誰もが文化芸術に親しみ、参加できる機会を提供します。
- 文化芸術を通じて、福祉・経済・教育などの多文化交流を促進します。
- 教育分野と連携し、現在の部活動の型を基に、地域人材を指導者として迎えることで、地域全体で支える新たな文化的価値を創出します。

5　総合指標

項目	目標値	現状値	参考値
船橋市を「文化が盛んなまち」だと思う市民の割合	60% （令和13年度）	30.4% （令和7年度）	40.3% （令和3年度）

6　推進体制

「めざすべき姿」の実現に向けて、本市の文化芸術所管部署をはじめ、関係部署が相互に連携し、文化振興施策を推進します。



第3次船橋市文化振興基本方針（概要版）
令和9年3月
編集・発行　船橋市教育委員会　生涯学習部　文化課

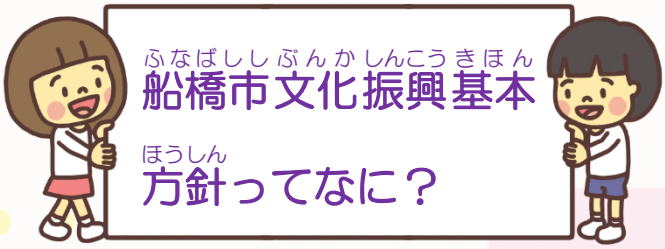
8



令和9～13年度

第3次船橋市文化振興基本方針

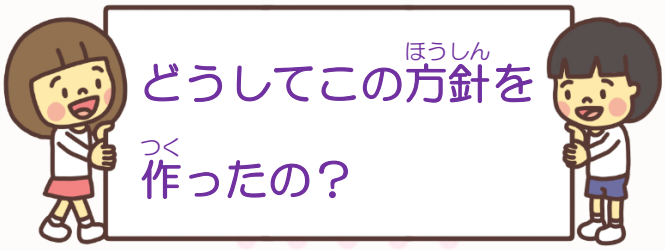
やさしい版



船橋市文化振興基本方針ってなに？

市民やアーティストの皆さんが行っている音楽や絵などの文化芸術活動、文化財、歴史資料、美術作品など、船橋にはたくさんの文化芸術があります。

「船橋市文化振興基本方針」は、こうした船橋の文化芸術を大切に守り、未来へつなぐために、「これからどのように文化振興に取り組むか」をまとめたものです。



どうしてこの方針を作ったの？

船橋の文化を大切に守り、次の世代へ伝えていくために作りました。また、新型コロナウイルスの影響で生活の仕方が変わったり、デジタル技術が進んだりと、時代の変化に合わせて、文化振興の取り組みを見直し、これからの5年間（令和9～13年度）の方針を新たにまとめる必要がありました。



そもそも文化芸術ってなに？



主な文化芸術は下のイラストのとおりです。

このほかにも、演劇、舞踊（ダンス）、映画、漫才、華道などが含まれます。

音楽	茶道	美術
		
書道	**写真**	**歌舞伎**
		
マンガ	**将棋**	**地域の伝統的な祭り**
		



船橋の文化芸術の調査

結果からわかったこと





船橋市では、第3次船橋市文化振興基本方針を作るために市民の方や文化芸術団体などにアンケートを行いました。その結果から、船橋市の文化や芸術について、今の様子と課題が、主に下の４つであることが分かりました。



音楽や絵などを「おもしろそう」「見てみたい」と思っている人はたくさんいますが、忙しくて、なかなか参加できていないようです。そのため、「私もやってみたい」という気持ちを、実際の参加につなげるための工夫が必要です。



市民の皆さんが中心になって音楽やダンスなどの活動をするのはとても盛んです。しかし、活動しているグループのメンバーの年齢が上がったり、人数が減ったりしているのが問題です。また、グループに入らなくても、若い人やひとりで活動したい人が、いろいろな形で文化芸術に参加して活躍できる方法や、活動に合った施設を用意することも大切です。



船橋市で行われている文化芸術のイベントや、船橋市に関係のあるアーティストについてのお知らせが、市民の皆さんにあまり伝わっていません。そのため、もっとたくさんの人に知ってもらえるように、お知らせのやり方を工夫する必要があります。



性別、年齢、障害があるかないか、どの国の人かなどに関係なく、誰もが文化芸術を楽しみ、気軽に参加できるようにする環境づくりが大切です。また、文化芸術が福祉や教育などのほかの分野と協力して、市民の皆さんが住んでいる地域などにいかしていくという考え方も必要です。

船橋市文化振興基本方針がめざすもの

めざすべき姿

「誰もが文化芸術に触れ、活動できる船橋」

方針を進めていくためのスローガンをめざすべき姿といいます。船橋市では、文化芸術を通して、市民の皆さんの心を豊かにし、船橋をもっと魅力あるまちにすることをめざします。そのために、3つの基本目標を決めました。



基本目標Ⅰ　文化芸術と出会うきっかけづくり

こんなことに
とりくみます！

1 子供も大人も鑑賞・体験できる機会の創出

- 近くのお店や公共施設でコンサートや絵の展示、体験イベントなどを行い、気軽に参加できる場をつくります。
- 学校などと協力して、子供たちが文化芸術を見たり、聞いたり、体験したりする機会を増やして、だれもが文化芸術を「やってみたい！」「チャレンジしたい！」「もっと見たい！」と思えるようなきっかけづくりをします。
- 文化施設でのイベントを行い、いろいろな文化芸術を楽しめるようにします。
- スマートフォンやパソコンなども使いながら、多くの人に文化芸術に興味を持ってもらえるよう工夫します。

こんなことに
とりくみます！

2 情報の見える化と周知の強化

- ウェブサイトでアーティストや文化施設、イベントなどの情報を一覧で紹介し、出演や展示などの機会の増加につなげます。
- 文化芸術にあまりふれたことがない人にも情報が届くよう、広報紙・ウェブサイト・SNS など、いろいろな方法で周知するだけでなく、イベントの出演者たちなどと連携した情報発信に力を入れていきます。

基本目標Ⅱ　文化芸術活動を支える基盤の充実

こんなことにとりくみます！

1 文化芸術の創造・発展につながる環境の整備

- 市内の施設を使って、文化芸術を見たり、聞いたりする機会や、市民の皆さんやアーティストなどが活動を発表する機会を増やします。
- 市民や団体の皆さんが公演や展覧会などを開くための費用の支援を行います。
- アーティストと市民・学校・福祉施設・地域の団体などがつながるよう支援し、文化芸術が地域に根付くよう応援します。
- 文化施設を使いやすくするための修理や改修を計画的に行います
- 将来の文化施設のあり方についても、引き続き考えていきます。

こんなことにとりくみます！

2 次世代の育成と多様性の尊重

- 若手アーティストの活動を応援します。
- 学校などと連携して、子供たちが一流の文化芸術に触れる機会をつくり、文化芸術を「やってみたい！」という気持ちが芽生えるようにします。
- 年齢や国籍、障害の有無などにかかわらず、いろいろな人が文化芸術活動に一緒に参加したり、交流したりできるようにします。

基本目標Ⅲ　船橋の文化芸術・地域資源を活かした魅力づくり

こんなことにとりくみます！

1　地域の音楽・アート・文化財等を通じた魅力の醸成

- 市のイベントなどで船橋ゆかりのアーティストと協力し、活躍できる場を増やし、文化芸術が地域に広がることを目指します。
- 遺跡や歴史資料、美術作品などを調査・研究して、保存・管理などを進めます。また、市民の皆さんが調査・研究・保存に参加する機会を充実させることで、ともに文化を守り伝える意識を育みます。
- 市民の皆さんとともに船橋の歴史や文化を調査・記録し、その成果をだれでも調べられるような仕組みを構築するため、市史編さんの体制を整えます。
- 美術作品や歴史資料をデジタルでいつでも見られるようにします。
- 学校の授業などの中で、船橋ゆかりのアーティストの作品を鑑賞したり、講座、まち歩きなどのイベントを開催したりして、地域の魅力を発見する機会を増やします。

こんなことにとりくみます！

2　他分野と連携した施策の展開

- 地域の団体・学校・福祉関係者・経済関係者などとアーティストや文化芸術団体とをつなぎ、交流活動を増やすとともに、飲食店や病院、介護施設などのさまざまな場所で、アーティストが出演・展示等を行えるようにします。
- 障害のある人もない人もだれもが文化芸術に親しみ・参加できるようにします。
- 文化芸術をとおして、福祉・経済・教育などのさまざまな分野の人たちとの交流を進めます。
- 学校の部活動では、地域の方たちを指導者として迎え、地域全体で新しい部活動をつくっていきます。



みんなの声を聞かせてください！

みんなの意見をこの方針の取り組みに生かしたいと思っています。
以下の2次元コードから意見を聞かせてください。

2次元コード

第3次船橋市文化振興基本方針（やさしい版）
令和9年3月
編集・発行　船橋市教育委員会　生涯学習部　文化課